令和５年８月２１日

入札説明書

長崎県対馬病院

**１．「入札に関する条件」及び「注意事項」**

(1) 物品等の名称

名称：院内フリーWi-Fi構築業務

　　　仕様：詳細は別添仕様書のとおり

(2) 工期

　　　契約日から令和６年３月２９日（金）まで

(3) 入札日時及び場所

　　　入札日時：令和５年９月１４日（木） 午前１０時００分から

　　　入札場所：長崎県対馬病院２階会議室

　　※なお、開札当日が悪天候（大雪等）等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に２の(1)の部局に確認すること。

(4) 入札方法及び注意事項

　①　入札書及び契約書の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

②　様式第６号の入札書を使い、入札用封筒は、様式第８号によること。

③　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０％に相当する額を加算した金額(当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係わる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１００／１１０に相当する金額(消費税及び地方消費税を除いた額)を入札書に記載すること。

④　入札金額(首標数字)は訂正することができないこと。

⑤　入札書の提出後は、書き換え、撤回することができないこと。

　⑥　入札者が代理人である場合は、様式第５号の委任状の提出並びに入札書に代理人の記名、押印が必要であること。

【注意事項】

・入札書は入札用封筒(様式第８号)に入れ、氏名欄には**会社名・入札者名**を記入すること。

（封印・糊付けはしないこと)

　　　・入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正個所に押印すること。

・誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意すること。

・入札書の宛名は「長崎県対馬病院　院長　八坂　貴宏」とすること。

　　　・**代理人が入札する場合は、入札書（見積書）の代表者印は押印しないこと。**

(5) 入札の無効

　　次の入札は無効とする。なお、下記の①から⑤により無効となった者は、再度の入札に参加できない。

　　①　競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

　　②　入札者が法令の規定に違反したとき。

③　入札者が連合して入札したとき。

④　入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

　　⑤　入札者が他人の代理人を兼ね、又は２人以上の代理をしたとき。

　　⑥　入札者又はその代理人が同一事項に対し２以上の入札をしたとき。

　　⑦　入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないときなど、入札者の意思表示が確認できないとき。

　　⑧　誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

　　⑨　入札書の首標金額が訂正されているとき。

　　⓾　その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められる

とき。

(6) 最低制限価格の設定

　　 最低制限価格を設けない。

(7) 落札者の決定方法

　　①　開札後、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって申し込みをした者のうち、最低価格を提示した者を落札者とする。

　　②　落札者となるべき最低価格者が複数の場合は、入札会場においてくじにより落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち入札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

【注意事項】

　　　・入札日において、第１回目の入札で落札候補者が決定しない場合、再度の入札を行うものとする。

(8) 契約書の作成等

　　①　落札通知を受けた日から７日以内に契約締結ができるよう手続きを行い、契約書を提出すること。

　　②　この業務契約は、世界貿易機関（ＷＴＯ）協定に掲げる「政府調達に関する協定」の適用を受けないものである。

　　③　その他入札及び契約に関する事項については、長崎県病院企業団財務規程の定めるところによる。

**２　その他**

(1) 当該調達契約事務に関する担当部局等

（住　所）　〒817-0322 長崎県対馬市美津島町雞知乙1168-7

（名　称）　長崎県対馬病院　財務係

（電　話）　０９２０－５４－７１１１

（ＦＡＸ）　０９２０－５４－７１１０

(2) **入札会場には代表者または代理人の１名のみ入室できるものとします。**

(3) 入札参加者が1者のみであった場合入札を有効とする。

(4) 入札説明書に関する質問及び回答について

　　①　質問できる期間は、令和５年８月２１日（月）から令和５年８月２８日（月）までとする。

　　②　質問は書面により郵送またはＦＡＸで行うこと。

　　③　質問者は郵送又はＦＡＸを問わず、必ず提出先に着信を確認すること。

　　④　質問回答に関する担当部局は２(1)入札等担当部局と同様とする。

⑤　令和５年８月３１日（木）までに回答するものとする。なお、個別事項は、当該者にＦＡＸにて回答することとするが、全参加者に関する事項については、全参加者に対しＦＡＸにて回答する。

※　不明な点等がある場合は、必ず期限までに質問すること。